

提出予定議案等説明資料

令和8年2月定例市議会議案一覧表（開会日提案）

◆ 開会日提案	
承認	1 件
予算	7 件
条例	11 件
(新制定2、一部改正9)	
一般	3 件
合計	22 件

議案	議番	件名	概要
承認	議第2号	専第1号	令和7年度草津市一般会計補正予算（第7号） 補正額 63,111千円 (R8.1.23専決)
		専決処分の承認を求めること について	
予算	議第3号	令和8年度草津市一般会計予算	予算額 69,520,000千円
	議第4号	令和8年度草津市国民健康保険事業特別会計予算	予算額 11,107,500千円
	議第5号	令和8年度草津市財産区特別会計予算	予算額 110,400千円
	議第6号	令和8年度草津市介護保険事業特別会計予算	予算額 10,976,200千円
	議第7号	令和8年度草津市後期高齢者医療特別会計予算	予算額 2,439,600千円
	議第8号	令和8年度草津市水道事業会計予算	予算額 4,997,000千円

予 算	議 第 9 号	令和8年度草津市下水道事業 会計予算	予算額 5,969,000千円
	条 例	議 第 10 号	草津市行政手続条例の一部を 改正する条例案
議 第 11 号		草津市議会議員の議員報酬お よび費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例案	議員の報酬額の引上げに係る改正 (施行日：令和8年4月1日)
議 第 12 号		草津市特別職の職員で非常勤 のもの報酬および費用弁償 に関する条例等の一部を改正 する条例案	特別職の報酬額の引上げに係る改正等 (施行日：令和8年4月1日)
議 第 13 号		草津市職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例案	第二種初任給調整手当の新設等 (施行日：令和8年4月1日)
議 第 14 号		草津市手数料条例の一部を改 正する条例案	産後ケア事業に係る宿泊サービスおよび草津 市高齢者生活管理指導短期宿泊事業の手数料 の見直し (施行日：令和8年4月1日)
議 第 15 号		草津市特別会計条例の一部を 改正する条例案	草津市学校給食センター特別会計の廃止 (施行日：令和8年4月1日)
議 第 16 号		草津市災害弔慰金の支給等 に関する条例の一部を改正する 条例案	災害弔慰金等認定審査会の設置に係る改正 (施行日：令和8年4月1日)
議 第 17 号		草津市特定乳児等通園支援事 業の運営に関する基準を定め る条例案	特定乳児等通園制度支援事業の運営に関する 基準を定める条例の制定 (施行日：令和8年4月1日)

条 例	議第18号	草津市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例案	乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する基準を定める条例の制定 (施行日：令和8年4月1日)
	議第19号	草津市介護保険条例の一部を改正する条例案	介護保険料の減免手続きに係る改正 (施行日：令和8年4月1日)
	議第20号	草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例案	道路法施行令に規定する占用料の見直しに伴う道路占用料等の改正 (施行日：令和8年4月1日)
一 般	議第21号	損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて	矢倉町内会と交換した土地の地中埋設物の処理に係る損害賠償 損害賠償額 2, 9 9 2, 0 0 0 円
	議第22号	市道路線の認定につき議決を求めることについて	6 路線 L = 7 6 8 . 9 m
	議第23号	市道路線の廃止につき議決を求めることについて	1 路線 L = 5 2 1 . 3 m

令和 8 年 2 月 定例市議会報告一覧表

議案	議番	件 名	概 要
報 告	報 第 1 号	専決処分の報告について	<p>指専第 1 号</p> <p>損害賠償の額を定めることについて 草津市立草津駅前地下駐車場において、施設の劣化により天井のクラックから石灰が落下し、自動車を汚損させたことによる損害賠償</p> <p style="text-align: right;">損害賠償額 3 9 0 , 5 8 0 円 (R8.2.12専決)</p>

令和8年2月 定例市議会 提出予定議案(開会日)

【承認】

議第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度草津市一般会計補正予算(第7号))

… 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の執行費 63,111千円
(令和8年1月23日専決)

【予算】

議第 3 号 令和8年度草津市一般会計予算

議第 4 号 令和8年度草津市国民健康保険事業特別会計予算

議第 5 号 令和8年度草津市財産区特別会計予算

議第 6 号 令和8年度草津市介護保険事業特別会計予算

議第 7 号 令和8年度草津市後期高齢者医療特別会計予算

議第 8 号 令和8年度草津市水道事業会計予算

議第 9 号 令和8年度草津市下水道事業会計予算

【条例】

議第 10号 草津市行政手続条例の一部を改正する条例案(一部改正)

… 行政手続法の改正に合わせ、不利益処分の際の聴聞や弁明の機会の付与の通知に関する公示送達の方法に係る規定の改正

(施行日：令和8年5月21日)

議第 11号 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案(一部改正)

… 議員の報酬額について、草津市議員報酬および特別職給料審議会から2.83%引き上げる答申が行われたことに伴う改正

(施行日：令和8年4月1日)

議第12号 草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等 の一部を改正する条例案（一部改正）

… 特別職の報酬額について、草津市議員報酬および特別職給料審議会から2.83%
引き上げる答申が行われたことに伴う改正等

◆改正条例

- ・ 草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例
- ・ 草津市長および副市長の給与等に関する条例
- ・ 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- ・ 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例

（施行日：令和8年4月1日）

議第13号 草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（一部改正）

… 令和7年人事院勧告による国、県の改正に準じた第二種初任給調整手当の新設等
(1) 人材獲得競争に対応するため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額
を下回る場合に、その差額を補填する「第二種初任給調整手当」の新設等
(2) 職務の特殊性を考慮し、特に必要と認める会計年度任用職員の給与について、
規則で別に定めることができる旨の規定の新設等

◆改正条例

- ・ 草津市職員の給与に関する条例
- ・ 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ・ 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例
- ・ 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例

（施行日：令和8年4月1日）

議第14号 草津市手数料条例の一部を改正する条例案（一部改正）

- (1) 産後ケア事業宿泊サービス利用手数料の額の改正

【現行】6,600円 → 【改正】10,000円

ただし、付則において令和9年3月31日までの間は、8,300円とすることを規定

- (2) 草津市高齢者生活管理指導短期宿泊事業の委託料単価の変更に伴う改正

改正後		現 行	
所得に応じ	490円（1割分）	所得に応じ	400円（1割分）
	980円（2割分）		800円（2割分）
	1,470円（3割分）		1,200円（3割分）

（施行日：令和8年4月1日）

議第15号 草津市特別会計条例の一部を改正する条例案（一部改正）

- … 令和8年度から小学校給食無償化を実施することに伴い、草津市学校給食センター特別会計を廃止する改正

（施行日：令和8年4月1日）

議第16号 草津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案（一部改正）

- … 災害関連死等の判断が困難な場合に、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための草津市災害弔慰金等認定審査会を設置する改正

（施行日：令和8年4月1日）

議第17号 草津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案（新制定）

… 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」による子ども・子育て支援法の一部改正において、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されたことに伴う条例の制定（リンク式）

◆制定内容

- 第1条 趣旨
- 第2条 用語
- 第3条 暴力団員等の排除
- 第4条 要保護児童
- 第5条 その他の基準

（施行日：令和8年4月1日）

議第18号 草津市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例案（新制定）

… 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」による子ども・子育て支援法の一部改正において、乳児等通園支援事業が規定されたことから、令和8年4月1日からの実施に向け、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用を利用料として保護者より徴収するための条例の制定

◆制定内容

- 第1条 趣旨
- 第2条 対象
- 第3条 利用料の徴収
- 第4条 利用料
- 第5条 利用料の減免
- 第6条 利用料の納付
- 第7条 委任

（施行日：令和8年4月1日）

議第19号 草津市介護保険条例の一部を改正する条例案（一部改正）

… 令和7年度住民税非課税者が税制改正による給与所得控除引上げ分の範囲内で収入調整をした場合に、令和8年度においては介護保険料の段階を非課税の段階とする特例減免の新設について、同減免に係る申請を要しないこととする旨を規定

（施行日：令和8年4月1日）

議第20号 草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例案（一部改正）

… 本市の道路占用料条例および駅前広場管理条例における占用料の額等については、道路法施行令に準じて規定しており、国において、占用料の額等を改定する道路法施行令の改正が行われることから、本市においても、同施行令の改正に準じて、道路占用料の額等を改正

（施行日：令和8年4月1日）

議第21号 損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

… 矢倉町内会に引き渡した土地において、地中埋設物が発見されたことにより発生した処理に係る損害賠償

損害賠償額 2,992,000円

議第22号 市道路線の認定につき議決を求めることについて

… 6路線 L = 768.9m

議第23号 市道路線の廃止につき議決を求めることについて

… 1路線 L = 521.3m

草津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

議第17号

■ 主な基準の概要について（黄色網掛けは従うべき基準、青色網掛けは参酌すべき基準、赤字箇所は市独自基準）

項目	内容	国基準	市条例
趣旨	<p>特定乳児等通園支援事業に係る子ども・子育て支援法（以下：法）第54条の3において準用する法第46条第3項の内閣府令で定める基準は、次の①～③に掲げる基準に応じ、それぞれ①～③に定める規定による基準とする。</p> <p>① 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により、同条第3項第1号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第3条の規定による基準</p> <p>② 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により、同条第3項第2号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第4条から第6条まで、第12条、第14条、第23条から第25条までおよび第30条の規定による基準</p> <p>③ 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により、同条第3項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、①～②に定める規定による基準以外のもの</p>	第1条	
一般原則	<p>特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、事業者に対し、下記基準を遵守し運営を求めものとする。</p> <p>①事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。</p> <p>②事業者は、当該事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思および人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。</p> <p>③事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>④事業者は、当該事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	第2条	第5条
暴力団員等の排除	<p>乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。</p>	—	第3条
要保護児童	<p>乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、要保護児童(児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。)に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力に努めなければならない。</p>	—	第4条
利用定員に関する基準	<p>①事業者は、一時間当たりの利用定員を定めるものとする。</p> <p>②事業者は、乳児等支援給付認定子ども（以下：認定子ども）が当該事業者を利用する時間数、事業所が開所する日数および時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする</p>	第3条	
面談	<p>①事業者は、認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該認定子どもおよびその保護者の心身の状況および当該認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（ビデオ通話を含む。）を行わなければならない。</p> <p>②事業者は、①の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。</p> <p>③事業者は、①の面談において、②の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。</p>	第4条	
正当な理由のない提供拒否の禁止	<p>事業者は、乳児等支援給付認定保護者（以下：認定保護者）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	第5条	
あっせんおよび要請に対する協力	<p>事業者は、当該事業者の利用について法の規定により市町村が行うあっせんおよび要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	第6条	第5条
乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	<p>事業者は、認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。</p>	第7条	
乳児等支援給付認定の申請に係る援助	<p>事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	第8条	
心身の状況等の把握	<p>事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、認定子どもおよびその保護者の心身の状況、当該認定子どもの養育環境、他の事業者の利用状況その他の教育・保育等の提供の状況の把握に努めなければならない。</p>	第9条	
特定教育・保育施設等との連携	<p>事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育および特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。</p>	第10条	
特定乳児等通園支援の提供の記録	<p>事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p>	第11条	

項目	内容	国基準	市条例
支払	<p>①事業者は、法定代理受領を受けないときは、認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。②において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>②事業者は、①の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保および向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を認定保護者から受けることができる。</p> <p>③事業者は、①および②の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を認定保護者から受けることができる。</p> <p>A-日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>B-特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用</p> <p>C-食事の提供に要する費用</p> <p>D-特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>E-A～Dのほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>④事業者は、①～③の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。</p> <p>⑤事業者は、②および③の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、③の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	第12条	
乳児等支援給付費の額に係る通知等	<p>①事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、認定保護者に対し、当該認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>②事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	第13条	
特定乳児等通園支援の取扱方針	事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子どもおよびその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。	第14条	
特定乳児等通園支援に関する評価等	<p>①事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>②事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	第15条	第5条
相談および援助	事業者は、常に認定子どもおよびその保護者の心身の状況ならびに当該認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該認定子どもおよびその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	第16条	
緊急時等の対応	特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該認定子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	第17条	
乳児等支援給付費認定保護者に関する市町村への通知	事業者は、特定乳児等通園支援を受けている認定子どもに係る認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	第18条	
運営規程	<p>事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかななければならない。</p> <p>①特定乳児等通園支援事業の目的および運営の方針</p> <p>②その提供する特定乳児等通園支援の内容</p> <p>③職員の職種、員数および職務の内容</p> <p>④特定乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日</p> <p>⑤第12条の規定により乳児等支援給付費認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由およびその額</p> <p>⑥第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員</p> <p>⑦特定乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項</p>	第19条	
勤務体制の確保等	<p>①事業者は、認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供できるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>②事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>③事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	第20条	
利用定員の遵守	事業者は、第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。	第21条	

項目	内容	国基準	市条例
掲示等	事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（インターネット回線）により公衆の閲覧に供しなければならない。	第22条	
認定子どもを平等に取り扱う原則	事業者においては、認定子どもの国籍、信条、社会的身分または第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。	第23条	
虐待等の禁止	特定乳児等通園支援事業所の職員は、認定子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第24条	
秘密保持等	①特定乳児等通園支援事業所の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た認定子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た認定子どもまたはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③事業者は、特定教育・保育施設等、他の事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該認定子どもに係る認定保護者の同意を得ておかなければならない。	第25条	
情報の提供等	①事業者は、事業者を利用しようとする認定子どもに係る認定保護者が、その希望を踏まえて適切に事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ②事業者は、当該事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしてはならない。	第26条	
利益供与等の禁止	①事業者は、利用者支援事業、その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設、地域型保育事業者もしくは乳児等通園支援事業者またはその職員に対し、支給対象小学校就学前子どもまたはその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ②事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者もしくは乳児等通園支援事業者またはその職員から、支給対象小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	第27条	
苦情解決	①事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する認定子どもまたは認定保護者その他の当該認定子どもの家族（以下：乳児等支援給付認定子ども等）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 ②事業者は、①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。 ③事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ④事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該市町村の職員からの質問もしくは特定乳児等通園支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑤事業者は、市町村からの求めがあった場合には、④の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	第28条	第5条
地域との連携等	事業者は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	第29条	
事故発生の防止および発生時の対応	①事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次のA～Cに定める措置を講じなければならない。 A-事故が発生した場合の対応、Bに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 B-事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。 C-事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。 ②事業者は、認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村および当該認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ③事業者は、②の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ④事業者は、認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	第30条	
会計の区分	事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	第31条	
記録の整備等	①事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②事業者は、認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 A-第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画 B-第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録 C-第18条の規定による市町村への通知に係る記録 D-第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録 E-第30条第3項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録	第32条	
電磁的記録等	事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この府令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。	第33条	